



市公式キャラクター
「エーナ」

広報えな

5/15
2016/平成28年



災害に強いまちに

住宅の耐震診断と補強工事を支援

市では地震の被害を最小限にし、皆さんの安全を確保するために住宅の耐震診断や耐震改修にかかる費用負担の軽減を図っています。しかしながら、市内における住宅の耐震化率の推計値は、平成20年時点で51割、平成25年時点で56割となかなか進んでいない状況です。(国全体では平成20年時点で79割、平成25年時点で82割となっており、平成32年の目標値が95割です)

大きな地震は、いつ起こるか分かりません。地震による家屋の倒壊から身を守るためにも、この機会にまずは診断を実施して、住まいの耐震性を確認しましょう。

□申し込み・問い合わせ 都市住宅課 26-2111 (本庁舎2階、内線235)

木造住宅の無料耐震診断

県の認定を受けた相談士による木造住宅の無料耐震診断を実施します。

- 対象 昭和56年5月31日以前に着工された市内にある2階建て以下の木造住宅で、現に住んでいる建物
- ※他にも条件があるので、詳しくは問い合わせください
- 募集戸数 50戸 (先着順)

木造住宅耐震補強工事費を補助

木造住宅の耐震補強工事にかかる費用を補助します。

- 対象 次の全てを満たすもの。①昭和56年5月31日以前に着工された市内にある2階建て以下の木造住宅②指定された方法で耐震診断を実施し、補強が必要と診断されている③昭和56年6月1日以降に増築されていない④県が認定した相談士が設計と工事監理をする一定の基準以上の補強工事⑤着工前である
- ※他にも条件があるので、詳しくは問い合わせください
- 募集戸数 5戸 (定数を超えた場合は抽選)
- 補助額 補強工事費の7割 (140万円が上限)
- 締め切り 6月6日(月) (募集戸数に達しなかった場合は、受付期間終了後に随時受け付けます)

建築物耐震診断費補助事業

木造一戸建て住宅以外の建築物の耐震診断費を補助します。

- 対象 次の全てを満たすもの。①昭和56年5月31日以前に着工された市内の建築物で、木造の戸建て住宅以外である②指定された方法で耐震診断を実施する③建築物の所有者などが実施する耐震診断である
- ※他にも条件があるので、詳しくは問い合わせください
- 募集戸数 5戸 (先着順)
- 補助額 補助対象事業費の3分の2 (上限100万円)
- ※補助対象となる事業費は、戸建て住宅は最大13万円。戸建て住宅以外の建築物は最大150万円。特定建築物(耐震改修促進法第14条に規定する一定規模以上で多数の人が利用する建築物)は問い合わせください。建築物の規模に応じて金額の制限があります

